

工業会の証明書発行サービスについて

DJI製品の「工業会の証明書」は、DJI JAPAN カスタマーサポートが発行手続きの窓口となります。
申請書をメールで提出いただき、発行手数料の着金を確認できた後、3～4週間程度でお手元に届く予定です。

【対象ラインナップ】

(機体)

[DJI Enterprise] Matrice 400、Matrice 350 RTK、Matrice 4E、Matrice 4T

[DJI Agriculture] T10、T25、T50

[DJI Delivery] DJI FlyCart 30

※上記以外のカメラやアクセサリ類に関する証明書は発行されません。

【申し込み手順】

■ gkas.jp@dji.com 宛に、以下の通りメールでご連絡ください。

1. 必要事項を記載した申請書、証明書の受取人情報(郵便番号、住所、氏名)を記載しメールしてください。
2. 申請書に記載された内容を確認した後、弊社よりご連絡いたしますので、記載内容に従い発行手数料をお振込みください。
3. 振込人名義、振込日時、金額について、弊社へメールでご連絡ください。
4. 申請と着金確認が済みましたら、手続き完了です。
5. 3～4週間程度で、弊社より証明書原本が郵送されます。

【発行手数料】

1 枚当たり 12,000 円(税込)

1 機種、1 台あたり、1 枚で発行されます。例えば機体を 2 台分ですと、2 枚で 24,000 円となります。

【お振込先 口座情報】

銀行コード／銀行名 : 0009／三井住友銀行

店番号／支店名 : 200／本店営業部

口座番号 : 普通 3673505

振込先 : ディージェイアイジャパン カブシキガイシャ

・お振込みが完了しましたら、**振込人名義、振込日時、金額**を記載し gkas.jp@dji.com ヘメールにてご連絡ください。

・弊社で着金確認が出来ない状態では、工業会へ発行の申請ができず、手続きが止まってしまいます。

【補足情報】

■ サービス概要

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等 及び 生産性向上特別措置法の先端設備等に係る
生産性向上要件証明書」として、DJI JAPAN が工業会に申請し、お客様へ証明書をお届けします。

■ 制度に関するお問い合わせ先

証明書をを用いて申請する各種税制措置については、中小企業庁へお問い合わせください。

・証明書の概要(中小企業庁の web サイト)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html>

以上